

カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(超過削減枠に係る売買立会を行う日) 第9条の2 本規約第24条の2に規定する 当取引所が定める日は、<u>令和8年11月6</u> <u>日から令和9年2月26日</u>までの毎週金曜 日とする。 付 則 この改正規定は、令和8年11月6日に施 行する。	(超過削減枠に係る売買立会を行う日) 第9条の2 本規約第24条の2に規定する 当取引所が定める日は、<u>令和7年11月7</u> <u>日から令和7年12月26日</u>までの毎週金 曜日とする。